

宮城県再就職促進奨励金支給要綱

(趣旨)

第1 県は、企業整備等により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、これら離職者を雇い入れた事業主に対し、予算の範囲内において再就職促進奨励金（以下「奨励金」という。）を支給するものとし、その支給に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において「対象労働者」とは、企業整備による離職者で次の各号に掲げる要件のいずれをも満たすものをいう。

(1) 平成20年10月1日以降に、雇用対策法(昭和41年法律第132号)第24条第3項の規定に基づき再就職援助計画の提出のあった県内の事業所からの離職者又は同法第27条第1項の規定に基づき大量雇用変動届の提出があった県内の事業所からの離職者であること。

(2) 次のイからニまでのいずれにも該当しない離職者であること。

イ 対象労働者が、その雇入日の前日から過去3年間に、雇入れ事業主との関係において、次のいずれかに該当する者

(イ) 雇入れ事業主と雇用、請負、委任の関係にあった場合、又は、出向、派遣、請負、委任の関係により当該雇入れ事業主において就労したことがある者

(ロ) 雇入れ事業主において、通算して3か月を越えて訓練・実習等を受講したことがある者

ロ 対象労働者が、その雇入日の前日から過去3年間に、雇入れ事業主の事業所で職場適応訓練（短期の職場適応訓練を除く）を受けたことがある者

ハ 対象労働者が、雇入れ事業主の事業所の代表者又は取締役の3親等以内の親族（配偶者、3親等以内の血族及び姻族）である者

ニ 公共職業安定所又は民間の職業紹介事業者の紹介以前に雇用の予約があった者

(3) 離職を余儀なくされた日（以下「離職日」という。）後において安定した職業に就いたことがない（雇用保険の一般被保険者として雇用されたことがない）者であって、公共職業安定所又は民間の職業紹介事業者に求職の申込みをした者であること。

(4) 離職日及び雇入日において県内に居住し、かつ、県内の事業所で勤務する40歳以上65歳未満の者であること。

2 この要綱において「中小企業等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者及び事業を行う個人又はその他の団体とする。

3 この要綱において「民間の職業紹介事業者」とは、職業安定法（昭和22年法律第14号）第30条及び第33条に規定する職業紹介事業者で、奨励金の取扱いに係る同意書を届け出た者をいう。

(支給対象事業主の要件)

第3 奨励金は、第2に規定する対象労働者を新たに雇い入れる、次の各号のいずれにも該当する事業主に支給する。

(1) 対象労働者を公共職業安定所又は民間の職業紹介事業者の紹介により、雇用期間の定めのない労働者として新たに雇い入れる事業主であること。

(2) 対象労働者を県内の事業所に雇い入れる事業主であること。

(3) 対象労働者に関し、雇用保険法第7条の規定による届出を行い、かつ同法第9条第1項に定める確認を受けた事業主であること。

(4) 対象労働者の雇入日の前日から起算して6か月前の日から当該日から起算して1年を経過する日までの期間において、当該雇入れに係る事業所で雇用する雇用保険被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）を事業主都合

による解雇（勸奨退職等を含む。）をしていない事業主であること。

- (5) 対象労働者の出勤状況及び賃金の支払状況等を明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）を整備、保管している事業主であること。
- (6) 対象労働者の雇入日の前日から起算して6か月前の日から1年間を経過する日までの間に、当該雇入れに係る事業所で雇用する雇用保険被保険者を、特定受給資格者となる離職理由（※）により、当該雇入日における雇用保険被保険者の6%を超えて、かつ4人以上離職させた事業主でないこと。
※雇用保険の離職票上の離職区分コード1A（解雇等）または3A（勸奨退職のほか、事業縮小や賃金大幅低下等による正当理由自己都合離職等）に該当する離職理由をいう。
- (7) 対象労働者の1日の所定労働時間（日によって勤務時間が変わる場合は1週間の合計した時間）が正規社員の概ね4分の3以上であり、かつ社会保険（雇用保険、厚生年金保険及び健康保険等）に加入すること。
- (8) 対象労働者が、公共職業安定所又は民間の職業紹介事業者による紹介の時点における条件とは異なる条件で雇い入れた場合で、当該対象労働者に対し労働条件に関する不利益又は違法行為があり、かつ、当該対象労働者から求人条件が異なることについての申し出があった事業主でないこと。
- (9) 支給対象期における対象労働者の労働に対する賃金を、支払期日までに支払っていない事業主でないこと。（時間外手当、休日出勤手当など基本給以外の手当等を支払っていない場合を含む）
- (10) 対象労働者を雇い入れる事業主が、対象労働者の雇入日の前日から過去1年間に、対象労働者と雇用、請負、委任の関係にあった事業主、出向、派遣、請負、委任の関係により対象労働者を事業所において就労させたことがある事業主、対象労働者が通算して3か月を超えて受講等したことがある訓練・実習等を行っていた事業主と、資本的・経済的・組織的関連性等からみて密接な関係にある事業主でないこと。
- (11) 対象労働者について、国又は地方公共団体の補助金や融資などで雇入れや人材育成に係る経費を助成対象とする各種助成金等の支給を受けていないこと。

（支給額）

第4 奨励金の額は、対象労働者1人につき、中小企業等については45万円、それ以外の大規模な企業等については20万円とする。

（支給申請）

第5 規則第3条第1項の規定による補助金等交付申請書の様式は別記様式第1号によるものとし、奨励金の交付申請をしようとする事業主は、対象労働者を雇い入れた日から6か月を経過する日から起算して1か月以内に正本1通を知事に提出しなければならない。

2 規則第3条第2項の規定による補助金等交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 対象労働者に係る雇用契約書の写し
- (2) 対象労働者の在籍状況が確認できる帳簿類の写し
- (3) 対象労働者への賃金の支払状況が確認できる賃金台帳の写し
- (4) 公共職業安定所長が交付する対象労働者に係る雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し
- (5) 公共職業安定所が交付する対象労働者に係る紹介状の写し又は民間の職業紹介事業者が交付する紹介証明書の写し
- (6) 健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書その他社会保険加入を証する書類の写し
- (7) 労働者名簿の写し
- (8) 履歴事項全部証明書又は登記簿謄本の写し
- (9) その他知事が必要と認めるもの

(支給の決定)

第6 知事は、第5に規定する支給申請書の提出があったときは、その内容を審査し、奨励金の支給が適当と認められるときにあっては別記様式第3号の1により、不適当と認められるときにあっては別記様式第3号の2により当該申請書に係る申請者に通知するものとする。

(支給要件の確認)

第7 知事は、第6の奨励金の支給の決定をしようとするときは、当該決定を受けようとする者が第3に規定する支給対象事業主の要件に該当するものであるか、別記様式第2号によりあらかじめ宮城労働局に照会するものとする。

(実績報告)

第8 第5に規定する補助金等交付申請書は、規則第12条第1項に規定する実績報告書を兼ねるものとする。

2 第6に規定する奨励金の支給の決定の通知は、規則第13条の規定による奨励金の額の確定に係る通知を兼ねるものとする。

(支給の方法)

第9 奨励金は、規則第13条に規定する補助金等の額の確定後に交付するものとする。

(支給決定の取消し)

第10 知事は、申請事業主が次のいずれかに該当する場合は、支給の決定の全部又は一部を取り消すものとし、既に奨励金を支給しているときは、期限を定めて、当該取消しに係る部分に関して、返還を命ずるものとし、当該支給対象事業主に対して別記様式第4号により通知するものとする。

- (1) 支給対象事業主の要件に反している事実が認められたとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって支給を受け又は受けようとしたとき。
- (3) その他知事が支給の決定を取り消す必要があると認めたとき。

(書類の提出部数)

第11 この要綱により知事に提出する申請書類の部数は1部とする。

(民間の職業紹介事業者の届け出)

第12 奨励金の取扱いを希望する民間の職業紹介事業者はあらかじめ別記様式第5号の同意書に職業紹介事業許可書の写しを添えて、県に届け出るものとする。

(民間の職業紹介事業者の責務)

第13 前条の届け出を行った民間の職業紹介事業者は、対象労働者を紹介し、雇用されたときは、雇入れを行った事業主に対し、紹介証明書を発行するとともに、奨励金の説明、周知を行うものとする。

2 奨励金の支給に関し、県からの求めに応じて、必要な報告及び文書の提出等を行うこと。

(その他)

第14 この要綱に定めるもののほか、奨励金の支給に関するその他必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年4月1日から施行し、平成5年度予算に係る奨励金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該奨励金に係る予算が成立した場合に当該奨励金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年8月29日から施行し、平成13年度予算に係る奨励金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該奨励金に係る予算が成立した場合に、当該奨励金にも適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成13年11月15日から施行し、改正後の再就職促進奨励金支給要綱の規定は、平成13年10月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行し、平成15年度予算に係る奨励金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該奨励金に係る予算が成立した場合に、当該奨励金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度予算に係る奨励金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該奨励金に係る予算が成立した場合に、当該奨励金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度予算に係る奨励金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該奨励金に係る予算が成立した場合に、当該奨励金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度予算に係る奨励金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該奨励金に係る予算が成立した場合に、当該奨励金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年1月1日から施行し、平成20年度予算に係る奨励金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該奨励金に係る予算が成立した場合に、当該奨励金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度予算に係る奨励金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該奨励金に係る予算が成立した場合に、当該奨励金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年11月1日から施行し、平成21年度予算に係る奨励金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該奨励金に係る予算が成立した場合に、当該奨励金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年5月1日から施行し、平成22年度予算に係る奨励金に適用する。但し、平成22年4月30日以前に雇い入れた対象労働者に係る奨励金については、なお従前の例による。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該奨励金に係る予算が成立した場合に、当該奨励金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年6月1日から施行し、平成28年度予算に係る奨励金に適用する。但し、平成28年5月31日以前に雇い入れた対象労働者に係る奨励金については、なお従前の例による。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該奨励金に係る予算が成立した場合に、当該奨励金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年3月1日から施行し、平成28年度予算に係る奨励金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該奨励金に係る予算が成立した場合に、当該奨励金にも適用するものとする。